

この章では、第2章で示した地域の現状を踏まえて、佐倉市における地域福祉推進のための基本理念・基本目標を提示します。

1 基本理念

第3次計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの地域像を目指しました。

そして、事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいる中、「互いに支え合う地域」については一定の活動の広がりは認められます。「一人ひとりを認め合える地域」と「ふれあい・交流のある地域」については更なる取組が必要となります。この3つの地域像については、改正法の大きな趣旨である、「地域共生社会の実現」に向けても、その基礎となるものであるといえます。

そこで、第3次計画の3つの地域像を承継しながら、以下を基本理念とします（それぞれ、共生意識・互助意識・参加意識を基礎とし、共生意識から互助意識へ、互助意識から参加意識へとつながるものになります）。

基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」
・「ふれあい・交流のある地域」から～

年齢や障害の有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」や上記の「一人ひとりを認め合える地域」の考え方から、まず、一人ひとりの個性を尊重し、自分とは異なる他者を理解することなどが重要です。

そして、多くの人が、人ととの関係を大切に支え合う暮らしの中で、活気あふれた幸せな毎日を送ることができる、また、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできる、お互いさまの地域づくりを目指します。

2 基本目標（これから目指す地域のために）

第3次計画では、3つの地域像の実現のために、3つの基本施策を進めましたが（第2章の2参照）、第4次計画では、基本理念の実現のために、次の4つの基本目標ごとに施策を進めます。公助の側面については、個別計画等の中で、福祉サービスなどの取組を定めています。

第4次計画では、基本目標1と2は、公助にあたる部分、基本目標3と4は互助・共助にあたる部分となります。住民、地域と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

改正法による、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための、包括的な支援体制の整備について、市町村の努力義務とされていることから、市として各相談機関と連携などを取りながら、検討していきます。

基本目標（これから目指す地域のために）

1. 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します
2. 福祉サービスの利用を促進します
3. 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します
4. 住民参加をさらに促進し、充実します

3つの地域像

- 「一人ひとりを認め合える地域」：多くの人が、一人ひとりの個性を尊重し、自分とは異なる他者を理解し、異なるものを排除せず、気づき・気づかいを大切にする地域（共生意識）。
- 「互いに支え合う地域」：多くの人が、人ととの関係を大切にし、支え合い、助け合いのある暮らしの中に、日々の幸福を見出すことが出来る地域（互助意識）。
- 「ふれあい・交流のある地域」：多くの人が、様々な地域活動に参加し、近隣の人々とふれあい、交流するなど、活気にあふれた毎日を送ることができる地域（参加意識）。